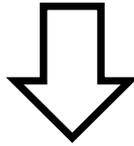


環境影響評価ってなんだろう

1. なぜ環境影響評価を行うのか

交通の便をよくするために道路や空港を作ること、生活に必要な電気を得るために発電所を作ること、そして、生活の中で発生するごみを処理・処分するために廃棄物処理施設を作ること、これらはいずれも人が豊かな暮らしをするために必要なことです。



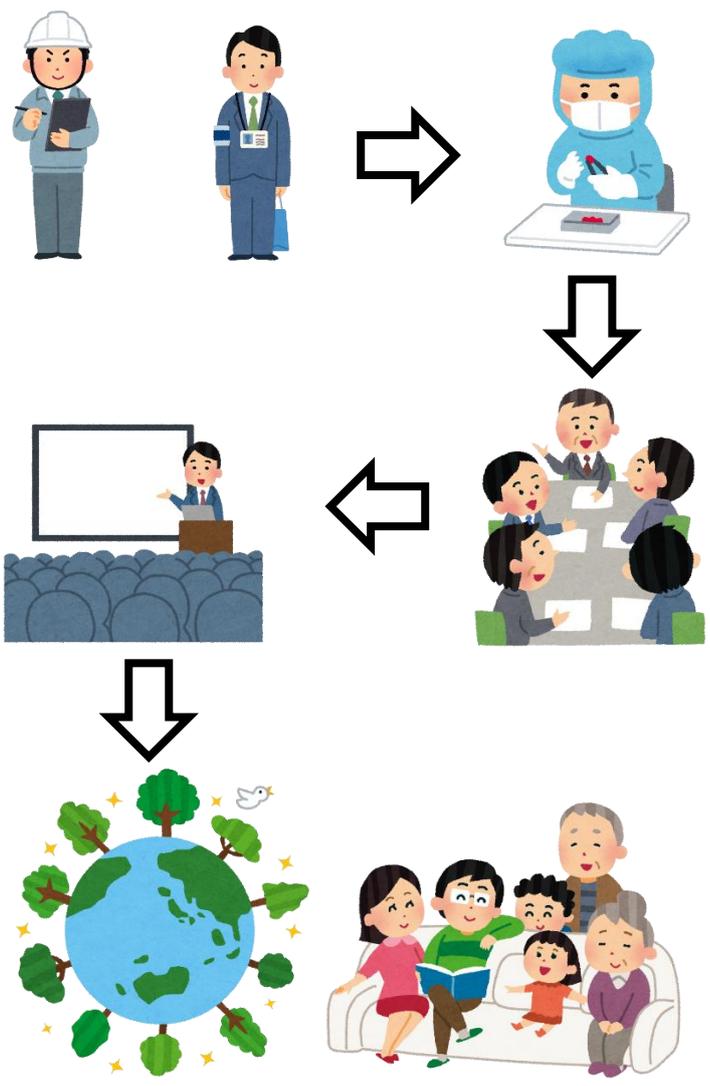
しかし、このような大きな施設を建てると環境にどのような影響が生じるのか。周囲で生活する人にとっては気になることです。施設を建てるための工事で生じる騒音は、家の中でも聞こえてしまい、静かに暮らせなくなるのではないか。出来上がった施設から出てくる煙によって体調を崩してしまうのではないか。これらは施設を建てる前にきちんと確認しなければなりません。





そこで、施設を建てる土地やその周囲の環境を調査して、施設を建てることでどのような影響が発生するのかを予想します。そして、予想した結果を周囲で生活する人に伝え、その人たちの意見も聞いて、より環境に優しく、みんなが暮らしやすい施設の建設を目指します。

この作業を、「**環境影響評価**」または「**環境アセスメント**」といいます。

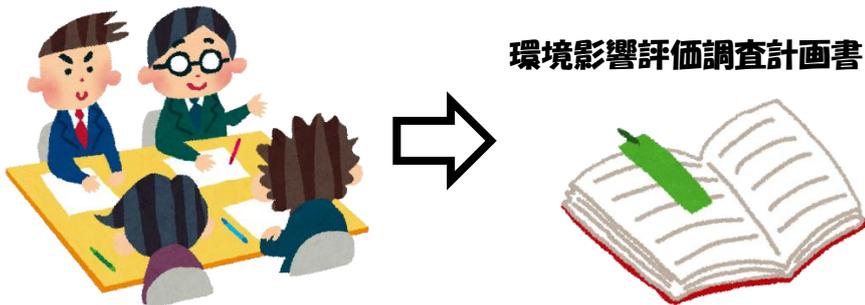


2. 環境影響評価の流れ

① 環境影響評価調査計画書

大きな施設を建てるためには、まず、どのくらいの大きさの施設をどのように建てるのか、周囲の環境については何をどうやって調査するのか、などのように、施設を建てるための計画を立てるところから始まります。

この計画の内容を東京都との協議を踏まえて 1 冊の本にします。この本を「**環境影響評価調査計画書**」といいます。



出来上がった環境影響評価調査計画書は、一定期間、市役所や図書館などに置かれ、皆様に見てもらいます。この手続きを「**縦覧**」といいます。そして、縦覧後は皆様から「ここの様子を調査しなくて大丈夫なのか」、「この表現がよく分からない」などの意見をいただくことで、調査をするときに役立てていきます。

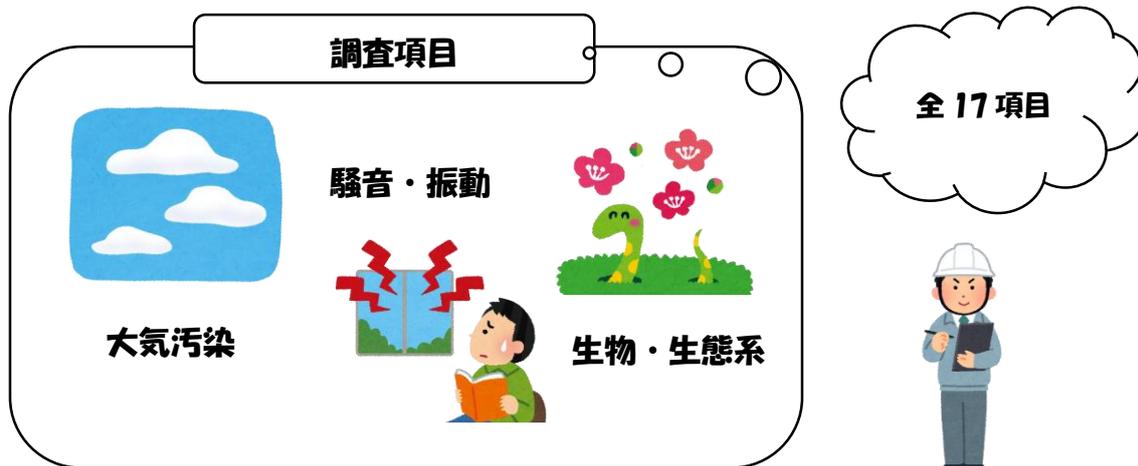


② 調査

作成した調査計画書のとおり調査を行います。施設を建てることで空気が汚れてしまうのではないかと、工事中に動かす機械の音や振動は生活に影響が出ないのか、施設を建てることで今まで生息していた動植物はどうなって

しまうのか、などを決められた項目ごとに調査します。調査の項目は全部で17項目ありますが、その土地の元々の様子から調査を行わない項目もあります。

*なお、浅川清流環境組合で今回調査した項目については、「3. 環境影響評価項目（新可燃ごみ処理施設整備事業の場合）」に記載します。



③ 環境影響評価書案

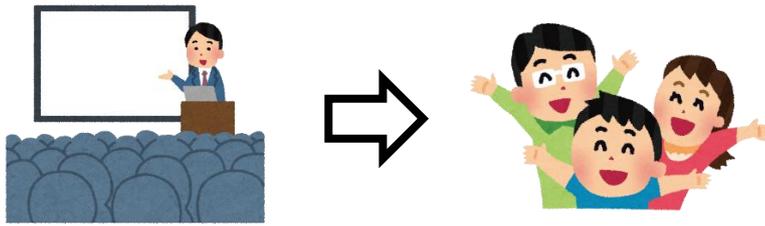
②で調査した結果を①と同じように東京都との協議を踏まえて1冊の本とします。この本を「環境影響評価書案」といいます。環境影響評価書案には、「調査」した結果だけでなく、その結果をもとに施設を動かしたときに周りにどのくらい影響が及ぶのかという「予測」や「環境保全のための措置」、「評価」についても書き記します。

そして、この環境影響評価書案は①と同じように「縦覧」を行い、皆様にも見てもらうことで、結果について理解していただきます。



④ 住民説明会

環境影響評価書案を縦覧しても、「専門的な言葉が多くて分からない!!」、「内容が多すぎて読みきれない」ということも考えられます。そこで開催されるのが「住民説明会」です。施設を動かしても環境や周囲に住む人々の健康に影響がないことをお伝えするものです。



⑤ 環境影響評価書

皆様の意見や東京都知事の審査意見を踏まえて、最後にまた 1 冊の本を作ります。これが「**環境影響評価書**」です。この環境影響評価書についても、内容を皆様に伝えるために縦覧を行います。

以上が、環境影響評価の流れとなります。

3. 環境影響評価項目（新可燃ごみ処理施設整備事業の場合）

今回、浅川清流環境組合で実施しております、「新可燃ごみ処理施設整備事業」においては、「大気汚染」・「悪臭」・「騒音・振動」・「水質汚濁」・「土壌汚染」・「地盤」・「水循環」・「生物・生態系」・「日影」・「電波障害」・「景観」・「自然との触れ合い活動の場」・「廃棄物」・「温室効果ガス」の 14 項目について環境影響評価を行いました。

その結果、「騒音・振動」に関しては「現況とほぼ同程度」、それ以外の項目に関しては、「環境基準値を下回る」、「著しい変化はない」、「影響が及ぶことはない」、「影響の程度は小さい」という結論となりました。